

職務基本規程の改正は慎重に！！

～12月臨時総会での議決を急ぐべきではない～

ともに日弁連を変えよう！ 市民のための

日弁連をつくる会(変えよう！会)



代表・及川智志(千葉県弁護士会元会長)

顧問・宇都宮健児 / 海渡雄一

チェンジ日弁連



■ 議論はオープンにしましょう！

今、職務基本規程の改正が重大な問題になっており、場合によっては2019年12月の日弁連臨時総会で改正が議決されるかもしれないと言われています。職務基本規程は弁護士の行動原理に関わる重大な問題で、懲戒の理由にもなるものですから、慎重に議論し、全会員が納得できる内容で改正するべきです。12月臨時総会での議決を急ぐべきではありません。

特に問題なのは、会員の目に触れないところで議論が進められていることです。7月の日弁連弁護士倫理委員会でのような議論が行われたのは、**箱口令が敷かれた**ため、委員以外誰も知ることができない状態になっています。そして、8月の日弁連理事会では、資料の一部が「**理事会限り**」とされ、会員の目に触れないようにされています。

このようなことでは、みんなが守る弁護士倫理(職務基本規程)になりません。改正に当たっては、全ての過程をオープンにし、ガラス張りの議論をするべきです。

■ 弁護活動の萎縮(懲戒請求の誘発)につながる改正はやめましょう！

現在公表されている改正案の特徴は、特に現場から必要とする声もないのに、頭の中で考えられた、現場無視の内容になっていることです。その結果、懲戒請求を誘発したり、違反を恐れて弁護活動の萎縮にもつながりかねない危険なものになっています。

依頼者の違法行為避止・説得義務の新設はその最たるものでしたが、あまりにも会内の反対が強かったため、今ではトーンが落ちています。しかし、仮にその改正が見送られたとしても、それで問題が終わったわけではありません。まだまだ重大な問題が山積しています。

たとえば、**事件の相手方から聞いた相手方の秘密についても守秘義務の対象**とされます。依頼者の同意があれば守秘義務は解除されるというのですが、これは妙な話です。この点については、相手方の秘密に属するものの中には依頼者にとっても秘密にしておきたいものがあるというのですが、依頼者の主観は弁護士には分かりません。相手方から聞いた話の中に依頼者にとっての秘密はないと判断して開示したら、あとで依頼者から「それは、私も秘密にしておきたかった。」と言われれば、守秘義務違反になってしまいます。

仮に依頼者の同意が得られて守秘義務が解除されたとしても、今度は**相手方に対し、その名誉・プライバシーを尊重しなければならぬ**という義務が新設されています。これでは、満足に弁護活動をすることはできなくなってしまうのではないのでしょうか。

さらに、いったん知った**秘密は、依頼者の委任の趣旨のみに利用しなければならぬ**とされています。これでは、たとえば集团的消費者被害救済事件で問題のある事業者の隠し口座等を知った場合、後に他の依頼者のためにそれを利用することもできなくなってしまうのです。正当な理由がある場合は除外しようという修正案もあるようですが、正当な理由は旧依頼者の同意以外ないとされていますので、旧依頼者と連絡が取れなくなってしまうたら、どうすることもできなくなってしまうのです。

〈活動資金のカンパをお願いします〉

(振込口座) みずほ銀行 京都中央支店 普通預金 口座番号 3010571

口座名義 「変えよう会 会計 牧野聡」(かえようかい かいけい まきのさとし)

